

医療機関の長 様

広島市医師会
会長 松村 誠

**医療機関コード及び発熱や急性疾患（医学的理由）により接種間隔を超過した場合の
接種券への記載について（お知らせ）**

日頃より、各種健診及び予防接種事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、平成25年6月26日（広市医第103号）及び7月29日付けでご案内したところですが、医療機関からお問い合わせがあった内容について、広島市より下記のとおり通知がありました。

つきましては、接種券への記載の際には、下記の点にご留意くださいますようご協力の程お願いいたします。

記

1 医療機関コード

医療機関コードは、中国四国厚生局において医療機関ごとに定められた数字7桁の番号です。

なお、平成26年度以降は、このコードの記載を元に支払い業務を行うため、記載のないものや不明瞭なものはエラーとなり、当月分として支払いができなくなりますので、ご注意ください。

2 発熱や急性疾患（医学的理由）により接種間隔を超過した場合の接種券への記載

接種券に「医あり」と記載していただく対象の予防接種は、下表に挙げたとおり接種間隔に「～日（月）まで」が定められているもので、接種間隔を超過した場合のみです。

下表以外の予防接種については、発熱や急性疾患があった場合であっても、「医あり」の記載対象とはなりませんので、ご注意ください。

なお、記載場所は、事務処理の都合上、左上部には記載されないよう併せてお願いいたします。

【「医あり」と記載していただく対象の予防接種】

予防接種の種類	区分（定められている接種間隔）
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ （4種混合、3種混合）	1期初回1～3回目（20日から56日まで）
日本脳炎	1期初回1～2回目（6日から28日まで）、 1期追加（11月から14月未満）
Hib感染症（ヒブワクチン）	初回（27日から56日まで）、 追加（7月から13月まで）
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防ワクチン：サーバリックス）	1回目から2回目（1月から2年半まで）、 3回目（1回目の接種後、5月から12月まで）